

## 東京都ドクターヘリ部会設置要領

制定 令和 6 年 12 月 1 日 6 保医医救第 980 号

## (目的)

第 1 東京都ドクターヘリ運航事業に係る現状及び課題を把握し、都民や関係者に対する事業理解の推進及びドクターヘリの効果的な活用に向けた取組を進めるため、救急医療対策協議会要綱（昭和 46 年 10 月 11 日 46 衛医医第 894 号）第 6 に基づき、東京都ドクターヘリ部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を以下のとおり定める。

なお、この要領におけるドクターヘリは、救急医療に必要な機器を装備し、医薬品を搭載しているヘリコプターに、救急医療の専門医及び看護師等が搭乗して、救急現場等に出動し、患者に救命医療を行いながら現場等から医療機関に搬送するドクターヘリのことをいう。

## (所掌事項)

第 2 部会は前項の目的を達成するため、ドクターヘリの効果的な活用について検討及び協議を行い、その結果を救急医療対策協議会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、運航に関する具体的な事項については、東京都ドクターヘリ運航調整委員会にて所掌する。

## (構成)

第 3 部会は次に掲げる者から、保健医療局長が委嘱し任命する委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関（基地病院、協力病院及び救命救急センター）
- (3) 関係団体
- (4) 関係行政機関

## (委員の任期)

第 4 委員の任期は、指名又は任命の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (部会長)

第 5 部会長は、会長と協議の上、局長の指名による選任する。

2 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議の公開等)

第 6 会議及び会議に関する資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。

ただし、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。

## (庶務)

第 7 部会の庶務は、保健医療局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第8 第6による部会への委員の出席及び部会長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した部会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補足)

第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から実施する。